

令和5年度建設廃棄物適正処理セミナーに係る質問及び回答

質問	回答
<p>1-1.「三重県における不法投棄の現状」p8の「廃棄物不適正処理に係る三重県への通報内容」図6について質問します。</p> <p>令和3年と令和4年を比較すると、「不適正処理」通報件数は42件から22件と変化が見られますが「不法投棄」の通報件数にほぼ変化が見られれないようです。件数に変化がないほぼ同じ件数になっているのは、実際に通報される場所が常態化してるために通報されているという分析ができるのでしょうか。それとも通報される場所に特に連続性は見いだせないという実態でしょうか。あくまで数字だけ負けてるので意味は無いかもしれませんが、気になりました。</p>	<p>通報の件数については、通報者が同一場所、同一内容の通報を繰り返した場合、1件として計上しています。異なった通報者が同一場所、同一内容の通報をしていただいた場合は、別の通報として計上しますが、令和3年度、4年度にそのような事例はありません。</p>
<p>「三重県における不法投棄の現状と廃棄物処理法違反事例」のスライド13枚目の表について、B社の再委託禁止違反の違反事項として“収集運搬を許可のないC社に”と書かれていますが、C社が投棄した段階ではまだ収集運搬の許可を取得していたようです。受託した業者の許可が取消になると、委託業者は何か罰則等があるのでしょうか。</p> <p>また、受託業者の許可が取消になると、委託業者は遡って無許可業者と委託契約したことになるのでしょうか。</p> <p>また、C社は、処分業許可がないままB社から処分を受託しましたが、これは受託禁止違反に該当しないのでしょうか。</p>	<p>ご質問いただいた件については、一般論として以下のとおり回答させていただきます。</p> <p>Q1: 受託業者の許可が取消になると、委託業者に罰則があるのか。 A1: 受託業者の許可が取消になったことをもって、委託業者に罰則が適用されることはありませんが、許可取消後も委託業者が廃棄物の収集運搬を委託した場合、委託基準違反(法令違反)に該当します。</p> <p>Q2: 受託業者の許可が取消になると、委託業者は遡って無許可業者と委託契約したことになるのか。 A2: 遡って無許可業者と委託契約したことにはなりません。</p> <p>Q3: 処分業許可がないまま処分を受託した場合、受託禁止違反に該当するのか。 A3: 受託禁止違反に該当します。</p>
<p>石綿調査者が間違った場合、罰則があるのか。</p>	<p>調査を適切に行うために必要な知識を有する者(以下「調査者等」という。)は解体等工事の前に石綿含有建材の使用状況を的確に調査をする必要があります。</p> <p>事前調査に不備があった場合、調査者等に対して罰則はありませんが、その結果、元請業者もしくは下請負人または自主施工者が作業基準を遵守していない場合、都道府県等はその者に対して、作業基準に従うよう命じることや当該作業の一時停止を命じることがあります。また、命令に違反した場合の罰則が規定されています。</p>
<p>石綿事前調査の報告→入力方法など内容をもう少し詳しく知りたいです</p>	<p>入力方法の詳細は下記環境省ホームページにある石綿事前調査結果報告システムの操作マニュアル及び動画マニュアルをご参照ください。 https://www.env.go.jp/air/asbestos/post_87.html 操作マニュアル詳細機能編 4章申請情報の登録(4)入力項目の説明(P.56～74)</p>